

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第210号

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成19年野田市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童扶養手当の支給を受けている母子家庭の母若しくは父子家庭の父（以下「受給者」という。）又は児童扶養手当の受給が見込まれる者」を「ひとり親家庭又はひとり親家庭となることが見込まれる家庭」に、「受給者等」を「ひとり親家庭等」に、「母子家庭及び父子家庭の」を「その」に改める。

第2条第1項第1号中「受給者」を「ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。）」に改め、同項第2号中「記録され、児童扶養手当の受給が見込まれる者であつて、離婚前後親支援モデル事業の実施について（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく支援を受けている者」を「記録されている者であつて、離婚前後親支援事業の実施について（令和6年3月29日付けこ支家第198号子ども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けているもの」に改め、同項第3号中「児童扶養手当の受給」を「前2号のいずれかに該当すること」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。